

**太平洋広域漁業調整委員会
第3回太平洋南部会議事録**

平成14年7月31日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成14年7月31日(水) 14:00～

2 開催場所

霞が関東京會館 シルバースタールーム

3 出席者

(委員)

外記栄太郎、本城康至、高橋征人、橋ヶ谷善生、鈴木信治、迫間虎太郎、網本成吉、井元健二、亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、鈴木徳穂、長島孝好、砂山繁、伊妻壯悦、宮本利之、澁川弘、山下東子

(水産庁)

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長
齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐
寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長
平松大介 資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長
笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室T A E班計画係長
丹羽行 瀬戸内海漁業調整事務所長
高屋繁樹 瀬戸内海漁業調整事務所調整課長
大田浩二 瀬戸内海漁業調整事務所資源課長
小林一彦 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官
佐藤岳史 瀬戸内海漁業調整事務所調整課調整係長
黒田正道 九州漁業調整事務所冲合課長
西部博秀 九州漁業調整事務所冲合課資源管理係長

4 議題

- (1) さわら瀬戸内海系群資源回復計画について
- (2) 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画(案)について

5 議事内容

開 会

○齋藤管理課課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第3回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日の部会につきましては、委員数22名のところ、漁業者代表上野委員及び学識経験者有元委員が御欠席しておりますが、20名の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条の規定に従い、本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、澁川部会長、議事進行の方をお願いいたします。

○澁川部会長

本日は、お忙しいところを、また、大変暑いところを委員の皆様、御来賓の方々、傍聴の方々、御出席を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

本太平洋南部会におきましては、去る2月27日でございますけれども、2つの審議がなされたわけでございます。一つは「伊勢湾小型底びき網漁業対象種資源回復計画(案)について」ということでございます。もう一つは、当部会におけます「資源回復計画対象魚種候補・優先の順位について」という、この2つの議題の審議を行いまして、伊勢湾の回復計画の原案、それから対象魚種の候補・優先順位についての作業手順につきまして御承認を頂戴したところでございます。

さて、本日の部会におきましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会で審議がなされまして、本年4月に既に公表されている、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」に関連いたしまして、本部会で所掌いたします瀬戸内海隣接海域、具体的には、瀬戸内海の開口部でございますところの、西では豊後水道、それから、北の方では紀伊水道でございますが、この隣接海域における資源回復措置に関する事項と、前回の部会で原案を承認いたしました「伊勢湾小型底びき網漁業対象種資源回復計画」につきまして、そのとき、漁業者協議会等との継続協議が必要とされていた計画の細部につきまして、後ほど事務局より説明を頂戴し、御審議いただきたいと思いますと思っております。

それでは、議事に入ります前に、水産庁から御挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

○佐藤資源管理推進室長

水産庁資源管理部管理課で資源管理推進室長をしております佐藤です。よろしくお願いたします。

皆様方には、何度かお目にかかっているところでございますが、この4月1日付で管理課に資源管理推進室というものが発足しました。この室は4つの班体制を組んでいるところでございますが、農林水産省の中で1つの室に4つの班があるというのは、確か、私たちのところだけということで、資源管理推進体制の強化を図られたと思っております。漁業管理推進官として資源管理の業務に携わってきましたが、引き続き、室長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日、ここに太平洋広域漁業調整委員会の第3回太平洋南部会が開催されるに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、このたび、御多忙中、かつ今日は大変お暑い中、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、昨年6月に制定されました水産基本法に基づきまして、本年3月26日に、今後10年程度を見通して定める施策推進の中期的な指針として「水産基本計画」が閣議決定されたところであります。現在、水産庁で現地説明会を各地で開催しておりますので、委員の皆様方には、もう既にお聞きになっいらっしゃる方もおられると思いますが、そこでは水産物の自給率の目標が定められまして、それを達成するための施策の推進方向というのが提示されているのが主な内容となっております。

資源回復計画におきましては、その施策の一つとして大きな期待が寄せられているところであります。具体的には、平成16年度までに約50程度の魚種の中から、条

件の整ったものから資源回復計画の作成に順次取り組むとこととされております。そういう面におきましては、資源回復計画の作成の審議に当たります、この広域漁業調整委員会の重要性がますます高まっているところであります。

本日の部会におきましては、さわら瀬戸内海系群の資源回復に関連しまして、当部会の所管する水域における資源管理体制の構築についてが一つの議題になっておりますが、もう一つは、伊勢湾・三河湾小型底びき網漁業対象資源の回復計画の2件でございます。

前者、さわらの方につきましては資源回復計画の第1号となっておりますが、今回の伊勢湾・三河湾の計画につきましても、本日の審議で御了解が得られますと、これが第2号となる予定の計画でございます。

いずれにしても、今後続く資源回復計画の指針となるべきものでありまして、多くの関係者の関心が寄せられているということでございます。

本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、部会が成功裏に終わりますよう祈念をいたしまして御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○澁川部会長

続いて、事務局より配付資料の説明をお願いします。

○齋藤管理課課長補佐

それでは、お手元でございます配付資料について、若干、御説明したいと思います。

まず、配付資料といたしましては、議事次第、座席表、本日の出席者名簿、委員名簿、次に本日の議事の資料といたしまして、資料1、さわら瀬戸内海系群資源回復計画の概要、資料2といたしまして、さわらの計画についての隣接海域の取り扱いについての1枚紙、資料3といたしまして、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画をどういふふうに修正したかといったことを説明するペーパー、資料4といたしまして伊勢湾・三河湾の資源回復計画の案、資料5といたしまして資源回復計画の概要、あと参考資料といたしまして、さわらの資源回復計画の本文、それから、瀬戸内海広域漁業調整委員会が出した委員会指示、第1号に関するペーパーということになっております。

落丁・不備がございましたら、事務局の方にお申しつけください。

以上です。

議事録署名人の指名

○澁川部会長

続きまして、後ほどまとめられます本部会の議事録署名人の選出が必要でございます。

部会の事務規程第11条で、部会長が2名以上指名することとなっております。まことに僭越でございますが、私の方から指名をさせていただきたいと思っております。

今回の部会議事録署名人としては、海区漁業調整委員会の互選委員の方から、神奈川県互選の高橋委員さん、それから、大臣選任の漁業者代表委員の方からは宮本委員さんのお2人をお願い申し上げたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議題1 さわら瀬戸内海系群資源回復計画について

○澁川部会長

それでは、議題1番でございます。「さわら瀬戸内海系群資源回復計画について」ということで、議事に入らせてもらいます。

「さわら瀬戸内海系群資源回復計画について」でございますけれども、本計画につきましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会が私どもと同じようにスタートしたわけでございますが、本年3月に計画の承認がなされまして、既に本年度より休漁等の取り組みが実施されているところでございます。

対象魚種であります瀬戸内海系群のさわらは、瀬戸内海に隣接する紀伊水道や豊後水道といった私どもの部会が管轄する海域を回遊するだけでなく、漁獲もなされているということでございます。今後、このような海域においても、瀬戸内海に準じた形で必要な措置を講じ、さわら資源を一元的に管理していきたいということでございます。今回の部会では、これらに係る対応が緊急に必要なことから、瀬戸内海広域漁業調整委員会から、当部会の理解と協力を求めるため、事務局である水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の丹羽所長さんが出席しておりますので、この件に関しまして説明をお願いしたいと思います。

それでは、丹羽所長さん、お願い申し上げます。

○丹羽所長

ただいま御紹介いただきました瀬戸内海漁業調整事務所の丹羽と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいま部会長の方から御説明がありましたように、私ども瀬戸内海広域海漁業調整委員会では、去る3月27日、第4回の広域漁業調整委員会で「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」を承認いたしまして、それに伴いまして必要な規制措置を担保する委員会指示を同時に承認いただきました。その結果を受けて、4月12日に、この瀬戸内海系群資源回復計画が公表され、現在、実施に移されている次第でございます。

さわら資源回復計画は、瀬戸内海系群のさわらが瀬戸内海を中心に、お配りしております資料1の2枚目の地図にございますように、紀伊水道の南側に紀伊水道沖という言葉で海域を示してございますが、この紀伊水道沖及び西側にあります豊後水道といった瀬戸内海に隣接する海域にも、この瀬戸内海系群のさわらが回遊しているということでございまして、瀬戸内海に加えて、これら隣接海域を含めて一元的に管理するのが最も効果的に資源回復計画を推進できるものと考えております。

瀬戸内海海域につきましては、先ほど部会長からもありましたように、休漁等の規制が、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員会指示に基づきまして実施に移されているということでございますが、今後、これら隣接海域におきましても、瀬戸内海に準じた規制措置をとる必要があるということでございまして、これら隣接海域について権限を有しておられます太平洋広域漁業調整委員会におきまして、この規制の枠組みを検討する体制の構築について御審議をいただきたいと考えている次第でございます。

後ほど説明いたしますが、私ども事務局といたしましては、これら隣接海域におけ

る規制の枠組みを検討する体制につきましては、隣接海域の措置が瀬戸内海の措置と連動した機動的なものとなるよう検討される必要があると考えておりました、本委員会におきまして効率的な体制の構築について御理解いただくとともに、後ほど説明いたしますような措置について御承認をいただきたいと考えております。

それでは、さわら資源回復計画全般の概要を含めまして、隣接海域におきまして私どもが必要と考えている体制につきましては、当事務所資源管理計画官の小林の方から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○小林資源管理計画官

瀬戸内海漁業調整事務所で資源管理計画官をしております小林と申します。よろしくお願いたします。

それでは、さわら瀬戸内海系群資源回復計画の概要につきまして、私の方から説明させていただきます。

資料といたしましては、参考資料といたしまして「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」と委員会指示につきまして配付してございますが、資料1といたしまして「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の概要」ということで簡単にまとめた2枚紙のペーパーがございますので、これを用いまして説明させていただきます。

それでは、1番としまして、資源状況と資源回復の必要性でございます。

右側のさわらの回遊イメージ図というものをあわせてごらんになっていただきたいのですが、瀬戸内海のさわらにつきましては、冬期を紀伊水道以南の和歌山県と徳島県の間にはさまれた太平洋の沿岸、それと伊予灘、あと大分県と愛媛県にはさまれた豊後水道域で越冬いたしまして、水温が暖かくなる春の時期、大体4月下旬から5月上旬にかけて、産卵や採餌のために瀬戸内海に來遊いたします。

産卵は5月の中旬から6月中旬に、大体、瀬戸内海の中央部付近の播磨灘・備讃瀬戸・燧灘のそれぞれの瀬で産卵するというようになっております。それで、ふ化した稚魚、産卵親魚を含めて夏場から秋ぐらいまでを瀬戸内海の中で過ごしまして、水温が低下した時期に、再び、また外海の方に越冬するために回遊していくということになっております。

こういったことから、瀬戸内海におきましては、春漁と秋漁という2つに漁期に分かれているわけでございます。

さわらを対象とする主な漁業でございますが、さわら流し網漁業、はなつぎ網、さごし巾着網というまき網漁業、それから、ひき縄漁業等がございます。

右下に、瀬戸内海さわら漁獲量の推移というグラフをつけておりますけれども、近年、流し網のテグス網地の導入やまき網漁業の操業によって、漁獲努力量が高いレベルに維持され続けたことや、かたくちいわし等の餌料生物が減少してきたことなどから、漁獲量は、昭和61年の6,255トンピークにして減少してきて、平成12年には490トンと大きく低迷しているところでございます。

また、さわらの資源量を見ましても、平成12年の資源量は1800トンと推定されておりました、漁獲量のピーク時に近い昭和62年の資源量の水準については1万8000トンと推定されておりますが、これに比べて10分の1という極めて低い水準となっているわけでございます。

また、0歳魚の加入状況を見ましても、極めて低い状態となっております。こうしたことから親魚が減少して、0歳魚の加入が先細るといふ加入乱獲の状態となっております。資源状態としては、極めて危険な状態にあるといふことが言えます。

瀬戸内海のさわらにつきましては、かつて漁獲量のウェートも高く、地域においても欠くことのできない食材として定着しているわけでございます。近年の漁獲量の減少等から、一部の地域で漁業者による自主的な資源管理といふものが行われていたわけでございますが、今後、さわら資源を安定して利用するためには、こうした自主的な取り組みを超えた広域的な資源管理措置を通じて資源を回復していくことが課題になってきたわけでございます。

こうしたことから、さわら資源回復計画を作成しようといふことになったわけでございます。

次に、2番目としまして、資源回復のために講じる措置と資源回復の目標でございます。下に1、2、3と書いてございますが、さわらの資源回復措置につきましては、休漁等の漁獲努力量削減措置、それから、種苗放流等の資源の積極的培養措置、藻場・干潟の造成等の漁場環境の保全措置といふ3つの措置を講ずることとしておりまして、これらの措置を通じて、現状の資源量を2割程度増加させるといふことを目標にしております。

漁獲努力量削減措置の内容でございますが、もう1枚めくっていただきまして、2枚目に図をつけておりますのでごらんいただきたいと思います。

漁獲努力量削減措置の考え方につきましては、先ほど申し上げたように、さわらは加入乱獲の状態にあるといふことですので、できる限り小型魚といふものを保護して、あるいは産卵の機会を増加させることによりて資源の増大を図ることとしております。

そこで、この図の中に書いてございますが、さわら流し網漁業につきましては、ほぼ瀬戸内海の全域で行われております。瀬戸内海の中央部の播磨灘から安芸灘にかけての海域でございますが、ここにつきましては産卵が行われるところでございまして、ふ化したばかりの稚魚が回遊するわけでございます。そこで、こういった小型魚を保護するために、秋漁の一定期間を休漁するといふ措置をとることとしております。

また、瀬戸内海の両側部分に斜線で引かれた海域がありますけれども、ここにつきましては、産卵の機会を増加させるために春漁の一定期間を休漁するといふ形にしております。

また、流し網漁業につきましては、瀬戸内海全域で網目を10.6センチ以上といふことで共通の措置をとることとしております。

次にひき縄漁業でございますが、ひき縄漁業は備讃瀬戸以東の海域で行われておりまして、ひき縄漁業の規制につきましては、さわら流し網漁業が休漁している間は、さわらを目的とした操業を行わないといふこととしております。また、紀伊水道につきましてはさわら流し網漁業はありませんので、産卵の機会をできるだけ増やしてあげることが目的として、春漁の一定期間、さわらを目的とした操業を行わないといふこととしております。

あと、播磨灘のはなつぎ網漁業、燧灘のさごし巾着網漁業、これらにつきましては、漁獲量を過去5カ年平均の8割を上限とした措置を行うといふこととしております。

以上、これらの漁獲努力量削減措置につきましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示ということで規制の実効を担保しているということでございます。

また、瀬戸内海の海域におきましては、日裁協、各府県、各府県の漁業者が協力し合って、種苗放流、受精卵放流を行っているところでございます。

以上が、瀬戸内海の資源回復措置の概要でございますけれども、先ほどお話いたしましたように、瀬戸内海のさわらにつきましては、紀伊水道以南の太平洋の沿岸や豊後水道域において、越冬した後に、また瀬戸内海に回遊いたします。また、これらの瀬戸内海に隣接する海域においても、さわらを漁獲する漁業というものがございます。こういったことから、隣接海域につきましても一体的に資源管理をしていく必要がございまして、これらの海域についても、瀬戸内海の規制に準じた形で必要な措置を講じていく必要があるわけでございます。

以上、簡単でございますが、私の方からの説明を終わらせていただきます。

○澁川部会長

説明ありがとうございました。

ただいま概要の説明があったわけでございますが、私ども太平洋南部会としましては、私ども自身の回復計画の成案を見る前に、お隣さんの方から協力を求められたということでございまして、何となく落ちつかん状況でございますが、ただいまの説明に、何か質問がございましたら、どうぞお願い申し上げます。

○外記委員

規制の仕方につきまして、休漁あるいは操業禁止、それから全面休漁が業種によってございますけれども、具体的に、休漁というのは何月から何月何日まで、その漁を休むということだと思っておりますが、例えば操業禁止というのは、全く年間操業をしないというような決まりになるのでしょうか。

○丹羽所長

ただいまの御質問でございますが、先ほどお配りしました資料1の2ページにございますように、さわらの資源回復計画におきましては休漁措置ということで、全面禁止とか、そういった形にはしていないということでございます。ここに書いてありますように、何月何日から何月何日まで休漁という書き方で、部分的な期間休漁を行うという措置で、今回、資源回復計画を設定しているということでございます。

○外記委員

さごし流しというのは全面休漁で、特に期間がないように思いますが。

○小林資源管理計画官

基本的に、瀬戸内海の規制につきましては、流し網については網目の規制を行っておりまして、網目を10.6センチ以上にするということから、自動的に操業が行われなくなるという形になっております。

○澁川部会長

これは、周年休漁ということになるんですか、さごし流しというのがありますけれども。

○丹羽所長

すみません。私の方で、全面休漁というのをちょっと履き違えたところがございま

した。今、さわら流し網の目合いが 10.6 センチ以上と説明しましたが、さごしというのはさわらの小さなものを指しておりまして、要は、10.6 センチにするとさごしがとれなくなるということをごさいます、そういった意味の全面禁漁というような意味合いになるということをごさいます。申しわけございません。

○外記委員

わかりました。

○澁川部会長

宮本さん、どうぞ。

○宮本委員

資料1のさわらの資源が減少した理由の中に、かたくちいわし等の餌料生物が減少したことによりという説明があります。我々の地域、豊後水道とか瀬戸内海の、これは浜の意見でしょうけれども、いわゆるかたくちいわしの小さい、しらすと言うんですか、そういうものを獲る量が、かなり最近増えてきたと同時にさわらが減ったと。これは浜の説ですけれども、そういうものがあるんですが、こちらの獲る量を減らす一方、そういった小型のかたくちいわしの稚魚を獲っている方に対しては何も措置はないのですか。

○高屋調整課長

私は、瀬戸内海漁業調整事務所で調整課長をしております高屋と申します。

まず、今回の資源回復計画の作成に当たりましては、水産研究所の研究者とも協議、また各県の水産試験場の方とも協議した中で、やはり最大の原因は加入乱獲にある、それが最大の要因であるというふうに思っております。

一方で、かたくちいわしについては、資源量自体に問題があるという議論もありまして、現在、資源回復計画の対象にすべきではないかという要望が漁業者自らも上がっておりまして、現在、瀬戸内海の広域調整委員会の方でまだ検討しておるという状況でございます。

○宮本委員

わかりました。

○澁川部会長

いかがでございますか、ほかには。

私から質問するのも何ですけれども、資料1の上の方にさわら回遊イメージ図がありますね。ただいまの説明で、皆さんにやはり御理解いただかなければいけないのは、我が方は隣接海域の対応ということでありますから、瀬戸内海と当方の南部会の管轄海域のところで瀬戸内海からしみ出したというか、紀伊水道、豊後水道とのかかわりのところが、まさに隣接海域を所管する我々の問題意識になるわけで、このところは、若干補足してもらった方がいいんじゃないですか。

1番の絵から見ますと、何か、風船が膨らんだような格好になっておりますけれども、この辺は何か、コメントすることはございませんか。

○小林資源管理計画官

この膨らんでいる海域につきましては、瀬戸内海系群のさわらが、ここで越冬するという場所を大まかに書かせていただいた部分でございます。

○澁川部会長

このあたりまでしみ出してくるということによろしいんですね。

○小林資源管理計画官

現時点の知見では、豊後水道であれば、愛媛県と大分県には含まれた海域の部分、それから、紀伊水道以南の太平洋側につきましては、和歌山県と徳島県には含まれた海域までであろうということが考えられております。

○澁川部会長

わかりました。なかなか難しいところもあるのでしょうかけれども、イメージとすればこういうことだということのようですね。

私どもの南部会からしますと、大変広い海域を扱っております、この図面だけから見ますと、当南部会の海域としては、ごくわずかなところで瀬戸内海とつながりを持っているということになります。そういう意味で、どう扱うかという話はこれから出てくるわけですが、また後ほどあれば御質問を頂戴することにして、とりあえず先へ進めさせていただきます。

それでは、さわらの資源回復計画は、先ほど佐藤室長さんから御挨拶でありましたように、水産基本法の理念に基づいた資源回復計画の記念すべき第1号であるということでございます。全国からも、その動向が注目されておまして、まさに、当部会としての去就も注目を浴びているということでもあります。

そこで、この件の扱いにつきまして、当部会の事務局より説明がございます。お願いします。

○寺谷企画調整係長

水産庁管理課の寺谷でございます。よろしく申し上げます。

当部会、太平洋南部会のさわら瀬戸内海系群資源回復計画の隣接海域の取り扱いについて、これは資料2になります。こちらで御説明いたします。

1番目の経緯についてですが、これについては、ただいま瀬戸内海の事務局の方より説明されたとおり、さわらの資源回復計画については4月12日に公表されました。また、この計画の効果を担保するための公的な規制措置として、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員会指示が、4月5日に官報の方に掲載されまして発動されたところでございます。

ただ、この隣接海域については、瀬戸内海の広域漁業調整委員会の所掌範囲をはずれまして当委員会の所掌となっているというところで、今回の、ここの隣接海域についての公的担保としての規制についての御審議ということになります。

2番目の隣接海域における規制の考え方ですが、本隣接海域については、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会、本部会の管轄海域でありまして、さわらの計画本体における隣接海域の具体的な努力量の削減措置というものを、これからまた検討していくところですが、この回復計画については、広域漁業調整委員会で審議すべき事項ではございますが、今回関係する隣接海域の部分の和歌山・徳島・愛媛・大分の4県については瀬戸内海の委員会にも所属しております。そういった関係から、さわらの回復計画本体と一体となってやっていくことがよろしいと考えますので、隣接海域の資源回復措置についての審議というのは、瀬戸内海広域漁業調整委員会の方で、

内海部分と一体となって審議していただき、当部会については、審議内容について報告いただくという形がよろしいかと考えております。

また、当計画に関する公的担保措置については、この海域でのさわらの漁業というものが、直接、太平洋広域漁業調整委員会指示といった規制の適用を講じるというのも一つの考えではございますけれども、対象海域というのが、太平洋広域漁業調整委員会の広大な管轄海域のうち、ただいま部会長の御発言にもありましたとおり、非常に狭い範囲、和歌山・徳島・愛媛・大分の4県、局所的な海域ということと、これらの海区漁業調整委員会については、今申しましたとおり、瀬戸内海の委員会にも参加しており、状況については十分理解をしているということから、講じられる規制は瀬戸内海の規制と連動して機動的に対応する必要が高いということから、太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示という対応ではなくて、機動的にやっていくために、これら関係県の海区漁業調整委員会等が、瀬戸内海広域漁業調整委員会と連携して必要な措置を講じることが適当と考えております。

また、隣接海域における具体的に必要と考えられる体制として、我が事務局の考え方としては、(1)、(2)、(3)とございますけれども、まず(1)の紀伊水道外海部分については、和歌山県・徳島県が関係してくるんですけども、長年、県境問題等の漁業調整問題がございまして、個々のそれぞれの海区漁業調整委員会による規制というのが、なかなか困難な部分もございます。そういったことから、漁業法第105条第4項に基づきます和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会といった連合海区漁業調整委員会を設置しまして、その連合海区の委員会指示によって、瀬戸内海に準じた海区委員会指示という措置を講じていくというのが最も合理的と考えております。

また、豊後水道域につきましては(2)ですが、実際に豊後水道域でさわら漁業を行っているのが、このうち、宇和海に限定されます愛媛県の知事許可漁業でありますさわら流し網漁業等とございまして、大分県の方の漁業の実態というものは今のところございません。ということから、瀬戸内海に準じた必要な措置を講ずべき水域というのは宇和海のみということになりますので、当該水域が、専ら愛媛県の管轄水域ということとを考慮いたしまして、愛媛海区漁業調整委員会の委員会指示によって、瀬戸内海に準じた措置を講じていくことがよろしいかと考えております。

また、具体的な規制の適用の時期ですけれども、現在、隣接海域の部分については、回復計画の努力量削減措置について検討している最中なものですから、それが今年度中にまとまるということから、来年度、15年度の春漁から、これらの規制の適用を目指して調整を進めていくことといたしたいと考えております。

今の部分が、隣接海域に関する規制の考え方ということで、3番目に「さわら資源回復計画の隣接海域にかかる体制の構築(案)」とございますけれども、当部会として、こういう考え方で御承認をいただければありがたいと考えております。

3番目の「さわら回復計画の隣接海域にかかる体制の構築について(案)」について読み上げさせていただきます。

瀬戸内海に隣接する海域においては、関係海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会が瀬戸内海広域漁業調整委員会と連携して、瀬戸内海に準じた必要な規制の適用を行う体制を構築するものとする。なお、決定された規制措置及び実施状況に

ついて、当南部会へ報告を受けるものとする。

このさわらの隣接海域における体制については、こういう方向で御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○澁川部会長

ただいま説明が終わりました。初めての経験でございますから、戸惑っておられる方もおいでかと思えますけれども、ただいまの御説明で、何か御意見はございますか。隣接海域の扱いのこと、これまた本邦初演ということでしょうけれども。

それでは、瀬戸内海で真剣な御討議の結果、回復計画を立案され、実行される。その外が、わずかのようでございますけれども、そちらの方の並行した協力実施ということで、ここでは一元的という言い方をしておりますが、それで回復計画の真の達成に向けての仕組みができ上がるということでもあります。その実施を、今説明がありましたように、関係県が、紀伊水道が相向かい合っているのが徳島さん、和歌山さん、それから、豊後水道の方は愛媛さん、大分さんということになるのでしょうか、そういう状況の中で、実際にかかわるところの海区漁業調整委員会または連合海区の委員会をつくって連携してやるということでございますが、当部会は、それぞれが決定された措置の実施状況の報告を受けるという形で整理したいということが事務局の提案であります。

いかがでございますでしょうか。

どうぞ、林委員さん。

○林穂積委員

愛媛県として、さারা資源回復計画の趣旨に賛同するものであり、私自身も、果たすべき役割を自覚しております。

さわらは広域、広範囲に及ぶ回遊を行う魚種であることから、隣接海域において、瀬戸内海に準じた規制等の対応は必要であり、漁業者の合意ができる範囲内での規制を検討し、隣接海域にかかる必要な体制への構築に協力していきたいと考えております。

○澁川部会長

ありがとうございました。

他には、いかがでございますか。

井元委員さん、よろしいですか。

○井元委員

徳島の方から若干、これは初めてということですから、少し個人的な見解があるというのも御了承ください。

実は、さারা資源管理というのは数年来より、さわらの本拠地といいますが、本場である瀬戸内海の一部から起こりまして、それが数年たった今、先ほどからも発言があるように、全国で初めて、第1号というような広域的な資源管理の取り組みという格好になってきたということで、本当に、そういう資源管理も、いよいよ性根が入ってきたのかなという感じを持っておりまして、その支援姿勢といいますが、取り組みについては大いに評価をしております。また我々利用者としても、この計画について

は、何とか本物にしたい、そして、努力したいと思っております。

さて、先ほどからの件ですが、一体的な取り組みについて、できるだけ協力の要請をしてほしいということです。特に紀伊水道におきましては、これも御案内のとおり、50年来、悲しいかな隣とけんかしてきまして、まだそれが続いているということで非常に残念なんです、これが現実にはいろいろな問題に発展しまして、徳島県あるいは和歌山県がばらばらになって資源管理をやるというのは、非常に現実的には困難だろうというような感じを持っております。

したがって、先ほどからのさわら資源については一元化して、全国的に、この第1号を何としても成功したいということからすると、共同利用される海域につきましては、それらの趣旨を十分踏まえた中で関係県が共同して、また、さらに高い見地からさわら資源の回復というものの体制を構築していく水産庁の案について、私どもも大いに協力をしていきたいと思っております。

○澁川部会長

ありがとうございました。非常に積極的な御発言を頂戴して、心強い限りでございますが、御発言があれば、和歌山さんの方からもお願いします。

○綱本委員

さわらに関しては、先ほどからの話にもありましたように、既に和歌山県の調整委員会においては、このさわらに関して論議され、瀬戸内海広域調整委員会の方にも参加して、現在の規制についても一部で了承し、実行しているところでございます。

結論としまして、私自身も、ただいまの井元委員の発言について、あるいは事務局の案については賛成・賛同するところであります。現在、瀬戸内海広域漁業調整委員会が瀬戸内海全域に及ぶさわらの資源回復計画に取り組んでいますが、さわらは、大きく回遊する資源、魚種であり、その回遊は、先ほどから話がありましたように、瀬戸内海だけでなく、一部とはいえ太平洋にも及んでおります。私は、紀伊水道外域の和歌山県中部の田辺にありますが、かつては、田辺沖、白浜沖まで冬は下りさわらが南下してくる。下りさわらと我々は言うておりますが。また春は、北上する上りさわら、その場合は沿岸一面に頭を上げる、そういう状況の中で、和歌山県は、網漁はさわらに関してはありませんので、私自身もひき縄の漁をやってきましたが、最近というか、ここ10年、15年来、そういうさわらを全然見たことがない。そのような状態で、このように回遊する魚種については広い海域について総括的な計画を立てなければ、恐らく、資源回復は難しいだろうと思っております。

私たちとしても、瀬戸内海の皆さんが、今回、本腰を入れてさわらの資源回復計画を進めるということであるならば、瀬戸内広調委の計画に対して、できる限りの支援・協力をいたしたいと思っております。

○澁川部会長

ありがとうございました。ほかには、御意見ございますか。

山下委員さん、どうぞ。

○山下委員

質問が1つと、それから意見を申し上げたいのですが、質問については、さわらの漁獲量の図が、例えば資料1に瀬戸内海で出ていますが、今回対象になっている徳島

と和歌山の間ですね。風船が膨らんでいる部分、それから、愛媛県の風船が膨らんでいる部分、ここでの漁獲量というのは瀬戸内海の、今示していただいた平成 12 年で 490 トンというのに入っているのでしょうか、いないのでしょうか。いなかったら、実際にはどのくらいあるのかというのを、ちょっと参考までに教えていただきたい。

それからもう一つ、恐らく御準備をいただいていると思うので、その間にコメントなんですけれども、恐らく初めてのケースで、事務局原案としてもいろいろお考えになったのだらうと思うんですね。それで、本来は南部会で話し合うべきものだけでも、範囲が小さいから、それだったら当該漁業調整委員会なり連合のところで行っていただいたらどうだというような御提案だと思うのです。それは恐らく、メリットも、デメリットもあると思うのですが、一応、やってみなければわからないけれども、事前に判断しておのおの考えれば、南部会として取り扱うよりも、近隣、関係県の調整委員会でやった方がメリットの方が大きいとお考えになったということでございますね。

というのであれば、私も賛成したいと思うんですけども、それを確認したいと思ったわけです。

○澁川部会長

まず、最初の漁獲量の方はどうですか、外側の方の。

○小林資源管理計画官

それでは、私の方から御説明させていただきます。

資料に示しております 490 トンでございますけれども、これは灘ごとに積み上げた統計でございます、一部は入っているという形になります。

ちなみに、隣接水域の漁獲量でございますけれども、大体、これの 1 割ぐらいというふうになっております。両方合わせて、大体 40 トン程度になっております。

○澁川部会長

これはグラフの外数ですか。

○小林資源管理計画官

一部、外数になります。

○澁川部会長

よろしいですか、山下先生。それから、後段の方について事務局の方から答えてください。

○佐藤資源管理推進室長

御質問に対する結論は、メリットが多いからということでございます。

もともと、原点に戻りますと、資源を管理しようとしたときに一番いい組織はどうあるべきかという、その魚を獲っている人だけを集めて、それで話し合いの場を設定する、これが一番いいわけです。それが一番効率的であるし、いつもそこで行えます。

それでは、資源回復計画が 50 魚種あれば、50 の委員会をつくらなければいけないこととなります。一方、組織上の問題というのがあります。そこは一定の組織と権限を与えるということになりますと、結局、3 つの委員会という形の基本的枠組みになりました。しかし、魚は委員会にかかわりなく泳ぐ。その矛盾をどうするかという

きに、今回の場合は4県が、それぞれ両方の委員会に入っているという現実もありました。

万一、これが全然瀬戸内海の委員会に参加していない、純粹に南部会のみにも帰属する海区があったりした場合は別のやり方として合同委員会をつくるなり、また、瀬戸内海の方にその関係者を入れた上で、そこで組織化をするなり、また別の対応は出てくると思うのですが、今回は幾つかの案の中で、きょう提示したものが、実質的・効率的な運営として最も適当ではないかという形で提案させていただいておりますので、この形が最も、私どもとしては、幾つかある中では一番適当ではないかと考えております。

○澁川部会長

よろしいですか。

私も最初に話を聞きましたときに、南部会の主体性がどこへ行ったのかなという感じがあったのですが、そうはいいまして、やはり第1号でスタートされた瀬戸内海の方の御熱意のあらわれ、ここまで熟したという話の部分の御努力は、やはり敬意を表して余りあるようなことだろうということでもあります。でき得れば、この願いを成就すべく、私どもも協力すべきという思いで話を聞いておったわけではありますが、御意見は一応出たようでございますので、この辺で本件をまとめたいと思います。

瀬戸内海系群のさわらは、隣接する太平洋の海域でも漁獲されているため、資源管理を一元化することが必要だということだろうと思います。

それで、隣接海域においては、基本的に関係海区の漁業調整委員会が中心となっただけの措置をとるのが適当だと、ただいまの室長の話もありました。難しい県境等の問題もあるわけでございますけれども、難しければ連合海区という手がございませうから、それを設置して対応していくという方法もあるわけでございます。

いずれにしても、瀬戸内海と同等の措置を講じていくという目標に向けて対応するのが最も有効だということでもあります。

そこで、当部会としては、先ほどの案にありますように、隣接海域においては関係海区委員会または連合海区委員会が、瀬戸内海の広域漁業調整委員会と連携して、瀬戸内海に準じた必要な規制の適用を行う体制を構築するということについて本部会で承認したいと考えますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長

ありがとうございました。

それでは、当部会のさわら資源回復計画の隣接海域にかかる件について事務局案のとおり承認するものとします。

なお、さわら資源回復計画の具体的な措置等につきましては、今後、関係県・漁業者等と話し合いの上詰めていただいて、その内容につきましては、適宜、当部会へ報告を頂戴したいということでございます。

議題2 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画(案)について

○澁川部会長

それでは、2番目の議題でございます。当部会固有の議題でございます。「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（案）について」ということであります。

この計画につきましては、前回の部会で水産庁から計画案が示されました。それで、案のとおり計画を進めてよろしいということで部会として承認したところでございます。

その後、一部、継続協議が必要とされていた事項について内容がまとまったということではありますが、他方、回復目標の設定等について変更を生じたということのようございまして、改めて、その変更案について本部会での審議を求めてきておりますので、この点について水産庁から説明をお願いします。

○平松指導係長

水産庁管理課の平松でございます。よろしくお願いします。

ただいま部会長から御説明がありましたように、伊勢湾の資源回復計画につきましては、2月に開催されました第2回太平洋南部会で、その原案について承認を得、また継続協議事項につきましても、今後、それ以降の漁業者協議会等におきまして内容を詰めるということで御了解をいただいたところでございます。

その後、関係漁業者との協議、漁業者協議会を開催いたしまして、資源回復計画の取り組みにつきまして協議を進めてまいりました。その中で、一部、伊勢湾側での取り組みと三河湾部分での資源回復に関する取り組みの内容に差が生じてきたこと、また、資源回復の目標につきましては、漁獲比率という相対的な指標ではなくて、漁獲量の増大という形で示していくというように、内容が一部変更になっております。それら全体を含めまして、今回、資料として提示させていただいております回復計画案、これは、こちらが最終案という形で御提示させていただきまして検討していただきたいと思っております。

資料につきましては、資料番号の3番と4番、5番、こちらが当海域の回復計画に関する資料でございます。

資料3、横長の表ですけれども、左側に前回の第2回太平洋南部会で提案させていただいた内容が、右側に修正案と書いてありますが、どのような形で今回、修正等が行われているかということを整理した資料を用意させていただいております。

具体的な変更点につきましては資料4、こちらは計画本体の方でございますが、こちらの資料に沿って説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4の回復計画案の名称でございますが、今回、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」という名称にさせていただいております。前回、これまでのものは「伊勢湾小型機船底びき網対象種資源回復計画」という形でございます。今回、名称の中に「三河湾」という言葉を加えましたが、これは対象海域として、従前の回復計画案に三河湾を加えるということではなく、当初の回復計画の取り組みの中にも、三河湾部分も含めて行うことにしております、名称としましては、伊勢湾と三河湾全体の総称として「伊勢湾」という表現をしていたしました。

それで、今回提出しております案の中では、先ほど申し上げましたように、伊勢湾部分と三河湾部分で、後ほど、また御説明させていただきたいと思っておりますが、とらふ

ぐの水揚げ規制につきまして、その実施期間が異なることがございます。また、今後そういうことから、伊勢湾部分と三河湾部分をそれぞれの湾ごとに、資源の回復状況等をとらえていく必要がありますことから、また、この回復計画の対象海域をより明確化させるという意味も含めまして、「伊勢湾・三河湾」という名称に変更しております。

また、とらふぐ等は「底びき網漁業」の対象資源なので「漁業」という言葉を追加し、「底びき網漁業対象種」という形の名称にいたしまして、今回提示しております名称に変更させていただきたいと思っております。

以上が名称に関してですが、続きまして、資料4の1ページ目の図1のグラフでございます。ここに、伊勢湾及び三河湾での小型底びき網漁業の漁獲量の推移というものを載せております。当初の計画案では、愛知県の小型底びき網の漁獲量というものが、統計上、伊勢湾・三河湾の内湾部分と太平洋側の外海部分を分けて集計されていないということから、愛知県の豊浜漁協の漁獲量が、かなり長い期間、試験場等で集計されておりましたので、そちらをもとに、愛知県部分の内湾の漁獲量というものを推定しておりました。

しかし、今後、伊勢湾と三河湾で取り組みが異なるということがございまして、漁獲の動向について、それぞれ伊勢・三河の両湾、それから外海を区分していくということが、これからの資源回復計画の取り組みの把握ですとか回復状況の把握、これらを行う上で重要と考えました。このために、漁獲量の推移につきましても、統計では区分されておきませんが、漁獲割合等を関係漁業者の方からの聞き取りによって、何とか、統計の方から太平洋側の外海部分と内湾部分の漁獲量それぞれを推定するというのを試みまして、今回は、伊勢湾と三河湾を加えた形での漁獲量の推移ということで、こちらの漁獲量の推移に修正させていただいております。

また、それらの作業をやっていく中で、前回の資料で提示しておりました漁獲量の推定の総量と、今回、伊勢湾と三河湾の合計漁獲量に差が生じておきまして、今回の方が大きい数字になっております。それで、内湾部分をまとめたグラフが図1でございますが、2ページ目の方に、参考といたしまして、これらをさらに伊勢湾部分と三河湾部分に漁獲量を割り振るということを試みしております。

ただ、こちらにつきましては、1984年以降、統計上、区分した集計がされていないということがございまして、それ以前の統計が区分されていた時代の伊勢湾と三河湾の漁獲量の比率・割合をもとに、両湾全体の漁獲量を按分するというような形で算出して推定しております。ですから、84年以前の漁獲量もある程度安定していた時代の伊勢湾・三河湾の漁獲量の割合から、近年の漁獲量が落ちてきているところを按分しておりますので、若干、その辺の漁獲比率がどのように変わっているかということについては考慮されておきませんが、この数字が、一方は過大、一方が過小というような形で整理されている可能性がございますので、今回は参考値としてこういう形で示させていただいております。

今後、先ほども言いましたように、これから資源回復計画を実施していくに当たりましては、それぞれの伊勢湾部分、三河湾部分という対象海域ごとの漁獲量の精度の高い把握というのが必要になってまいりますので、これら海域別の漁獲統計というも

のを整備するように努めていきたいと思っております。

続きまして、資料の7ページでございますが、こちらにとらふぐの種苗放流量というものを、62年以降の数字を載せております。毎年、水産庁の方で、日本栽培漁業協会に委託しまして、栽培漁業種苗生産、入手放流実績というものを取りまとめておりますので、今回は聞き取りの数字を使っておりましたが、そちらの方の数値を採用させていただいて、こちらに掲載しております。

それから、同じく7ページのところですけれども、資源回復の目標についてでございます。こちらにつきましては、先ほど若干触れましたが、目標の設定に当たりましては、当初、小型底びき網という操業形態、漁獲物を船上で選別作業を経た上で水揚げを行っているということを考慮しまして、実際に水揚げされる漁獲物の中に占める重要魚種、今回の資源回復計画の対象魚種の漁獲比率を過去の漁獲状況が良好な時代に戻すということで、漁獲比率で目標設定をしておりましたが、漁獲比率で評価を行う場合、資源が回復しなくても、その他の魚種が減少すれば、相対的に、見かけ上、割合が増えて目標達成しているというようなことになりかねないということもございまして、回復目標の指標としてはなじまないのではないかという御意見がございました。

海域ごとの個々の回復計画の取り組み内容が固まったこともございまして、再度、目標値をどのような形で表現できるかということを検討いたしました結果、対象の3魚種、とらふぐ、まあなご、しゃこ、こちらの漁獲量の増大というものを目標値として設定することにいたしました。

具体的には、7ページから8ページにかけて書いておりますが、当面の5年間の目標といたしまして、対象魚種、とらふぐ、まあなご、しゃこ、これらの合計の漁獲量、3魚種の合計漁獲量を25%程度増大させるということを目指しております。この25%といいますのは、これからの5年間の取り組みによって、現在の漁獲量に25%アップさせるということでございますが、現時点で実施可能な種々のシミュレーション等により、今回の回復計画の取り組み内容と、25%増加という分の整合性につきましては確認しているところでございます。

これら25%の増大を達成するために必要な講じる措置といたしまして、8ページに記載しております。

こちらにつきましては、まずとらふぐに関してですが、前回2月の部会のときに、三河湾のとらふぐの水揚げ制限につきまして、実施時期等につきましては、地域の実情に応じた取り組みについて検討を行うということで御了承を得ていたところでございますが、その後の漁業者協議会等で検討していく中で、三河湾でのとらふぐの当歳魚の漁獲というものは、ほぼ10月の中旬ごろまでで終わってしまい、10月中旬以降は、三河湾海域ではとらふぐがいなくなって漁獲できないというのが三河湾の状況であるということがわかってまいりました。

現在、自主規制として、9月末日までは当歳魚の水揚げをしないということで取り組んでおられますが、これをさらに期間を延ばすということになりますと、例えば10月中旬ごろまで水揚げ禁止とやっぺてしまいますと、事実上、三河湾ではとらふぐの当歳魚の漁獲を禁止するということになってしまいます。これが伊勢湾側では、と

らぶぐ当歳魚につきまして、まだ小さい時期はとらないという一定期間の水揚げ制限ということと比べますと、片や、実質的な全面禁止になってしまうということでは、両湾でのバランスがとれないということになります。

そういうこともございまして、三河湾につきましては、現在、自主規制として行われている9月いっぱいの水揚げ制限を確実に実施するために、水揚げ制限はやるんですけれども、期間としましては9月末まで、ただし、そこを従前以上に徹底した取り組みをするということで、伊勢湾では9月1日から10月末まで、三河湾においては9月1日から9月末までということで、当歳魚の水揚げ期間の設定を行っております。

とらぶぐにつきましては、前回の案では、伊勢湾につきましては水揚げ制限の終わりの時期が10月31日までということでしたが、期間を設定するに当たっては、スタートの日時を入れることが必要ですので、これは、それぞれ9月1日からということで明示しております。

また、小型魚の水揚げ制限という趣旨からしまして、当初、25センチ以下の当歳魚という表現をしておりましたが、これらは、25センチ以下と当歳魚という2つの表現をしておりますので、どちらか一方で表現するというので、より明確に対象を特定できる全長25センチという表現に改めております。

大きく変わっているところは以上でございますが、その他、表現ぶり、字句等につきましては、文書の前後の関係等を踏まえまして修正をいたしております。

以上が、前回2月に御説明させていただき、御了承を得た当海域の資源回復計画案からの修正点を中心といたしました、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画ということでございます。

それで、一つ漏れておりましたが、前回、8ページの資源回復計画のために講じる措置と実施期間のそれぞれの漁獲努力量の削減措置の中に、今後の取り組みといたしまして、とらぶぐでいいますとはえ縄等の関係漁業、まあなごにつきましてはかご漁業等の関係漁業との取り組みの検討という部分につきましては、全体の文書の構成の整理上、一番最後のページ、10ページのその他のところに、関係漁業との取り組みを検討するというので、場所は大きく変わっておりますが、内容的には同じものでございますので、全体の構成の表現ぶりを整理させていただいております。

以上でございます。

○澁川部会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたがおわかりでございますか。これは、まさに名は体をあらわすということで、回復計画で表題名が変わっているわけですね。一つは、前は伊勢湾であったのを「伊勢湾・三河湾」となったということ。それから「小型機船底びき網」となっていたのを「漁業」というのを補完したということが、まず表題であります。

それと、三河湾が入ったということは、継続協議になっておった部分で伊勢湾との取り組みに差が生じたために、やはり並列に書き分けたというのが表に出ておるわけでありまして。

それから、これは先回の協議のときに、たしか山下委員さんからだったと思います

けれども、回復目標の指標を漁獲比率というのは珍しい形だという話があったんですが、それが漁獲量の絶対量という形に変わっておるといところが、基本的なところといえますか、そういうところがポイントだろうと思いますけれども、以上の説明で御質問、御意見を頂戴したいと思います。

どなたからでも結構でございますが、いかがでございますか。

○鈴木信治委員

ただいま水産庁の方からの御説明がありましたことに対して、一言お礼を申し上げたいと思います。

3魚種の生産目標は、より具体的に示されるなど、より精査された計画となりましたこと、水産庁の担当官を初め関係者の御努力に感謝申し上げます。今後、関係漁業者の合意形成に向けて解決しなければならない課題は多いわけですが、少しでも早く、取り組みの実施となるよう、関係者とともに努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。大変、ありがとうございました。

○澁川部会長

他に、ございますか。

○迫間委員

三重県でございますけれども、水産庁担当官及び関係者の方々の、この修正案について、いろいろ大変いいことをやっただいておりますので感謝いたします。

なお、4月22日に現地調査ということで伊勢湾の小型底びき網の操業しているところを見に行き、その後、漁業者・代表者といろいろ協議いたしましたが、漁業者も、この計画案については非常に興味を持って、そのように進めていくというようなことを感じ取りましたので、今後とも、ひとつよろしくお願いをいたします。

以上です。

○澁川部会長

ありがとうございました。

愛知・三重両県の海区代表委員さんから、お礼の言葉が先に出ましたから、他からも何かありましたら、いかがでございますか。

伊妻委員どうぞ。

○伊妻委員

前回聞き漏らしたかどうか、申しわけありませんけれども、この3魚種に小型底びき網漁業だけが第1期で、あとの関連の漁業が第2期となったのはどういうわけでしょうか。やはり広域漁業調整委員会とすれば、一つの魚種に関連している者すべてが行うというのが原則だったと思うのですが、よろしくお願います。

○佐藤資源管理推進室長

基本的には、小型底びき網漁業というのは、たしか、伊勢湾だけでも50~60種類ぐらいの魚種を獲っているのではないかと思います。九州の宮崎県延岡の方で細かく調査したときは、年間120種類から150種類ぐらい、学術的分類をすると、そのぐらいの魚をとっているという漁業であります。

小型底びき網漁業が獲るものというのは内湾では、実は、ほかの漁業が全然獲らな

いものというのが珍しいという形がありまして、必ず、どの魚種を見ても、例えば、あなごについてはかごがあるとか、とらふぐでは、はえ縄があるということで、その魚種と関係漁業の枠組みが極めて複雑に出てくるわけです。

しかし、まず入り口としてどこから入るかといったときには、やはり小型底びき網漁業が獲っている魚種全体について自ら何をするかを決定します。ただし、この魚種に着目したときには、やはり関連漁業のここに手をつけていただかないと、小型底びき網漁業の人のみがやっては、資源の回復が十分図れないのではないかと問題が残ります。

今回の場合、いろいろな魚を獲っているのですが、とりあえず、魚価が高くて、皆様の関心のある3魚種を挙げたのですが、この3魚種の中には、そういう関係漁業種類が漁獲していることから、今後、第2期として一緒に枠組みの中に入れてもらう必要があるのではないかとということです。

もっと細かく関係する漁業を見ますと、例えば近くの定置やバッチ網などもあると思います。しかし、それらも当初から取り組んでいくということが必要かもしれませんが、第1期は立ち上がりの計画で、大分遅れましたが、この半年間で原案をまとめていかなければならなかった中で、やはり、余り最初の段階から関係漁業を広げますと、その意見集約に相当な時間がかかることから、まず核となる小型底びき網漁業で、ある程度枠組みをつくり、当然、次に関係漁業が入っていくという形にしました。これが、原則としては関係する漁業者がみんな集まって計画をつくるんですよと言いながらも、実際には、この計画の場合はそうなるらざるを得なかったものです。

先ほどありましたように、さわらのように単一魚種でありますと、これはやはり、最初から大体の関係漁業種類が特定できますので、隣接海域の扱いがありましたけれども瀬戸内海においては、最初から全部の漁業に網を基本的にかけた。しかし、小型底びき網漁業は、まず小型底びき網漁業としてやることを決めて、次に関係漁業に入っていくという手順を踏んだというところであります。

○澁川部会長

ほかに、御意見ございませんか。

どうぞ、植野委員さん。

○植野委員

大分の植野でございます。

今回の規制を伊勢湾と三河湾に比べた場合に、要するに、対象魚種の生態にあわせて休漁期間が、伊勢湾の方は2月いっぱい、それで、三河の方は特にならぬようでございますが、生態との絡みで決まったのでしょうか、それとも調整上の問題だったのか、お聞かせいただきたいのですが。

○平松指導係長

三河湾につきましては、許可の期間が3月から12月までということになっております。資料の5ページに、それぞれ愛知県と三重県の小型底びき網の操業期間というものをご載せさせていただいておりますが、三河湾につきましては3月から12月が操業期間ということで、1～2月は、もともと禁止期間ということになっております。

一方、伊勢湾につきましては、1月1日から12月31日までということで周年操業

できるということでございますので、伊勢湾について、許可上は、周年操業できますが、一定期間の休漁期間を設けたいということで、伊勢湾のみに2月の休漁というものを設定しております。

○澁川部会長

他に、いかがでございますか。

外記委員、どうぞ。

○外記委員

7ページの上段に、流通の現状というものが書いてございます。そして、5年後に漁獲量を25%にふやすという計画になっておりますけれども、流通の現状では、この魚、かなりの部分が漁業協同組合以外の仲買の方に売られているように思いますけれども、仲買に魚が渡るということで100%の漁獲量が把握できるのかどうか、その辺、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○澁川部会長

平松さん、どうですか。

○平松指導係長

計画では、活魚の仲買に渡ると書かせていただいているのですが、産地市場、漁協の市場を通して仲買の方へ活魚の状態で渡っているということで、水揚げは、ほとんどのものが把握できていると理解しております。

○澁川部会長

他に、どうでしょうか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員

私も、同じ漁獲量のことについて質問があります。それから、あと漁場環境改善についてですが、まず漁獲量を25%増大ということですが、恐らく、この背景には、資源量がそれなりに回復するんだということがあると思うんです。それで、計算上は資源量がどのくらい回復して、その上で漁獲量を25%増大というふうに計算していらっしゃるのかを一応教えていただきたい。

でも、この漁獲量というのは、先ほどから出ているように、小型機船底びき網の漁獲量なわけですね。本来回復しなければならないのは、その三河湾なり、伊勢湾にある資源量だと思うんですけれども、その他、なかなか一つ一つしか取り組めないという室長のお話はよくわかるんですが、やはり難しいところがあるかなというのが、ちょっと感想としてはあります。

それから、海底清掃等の漁場環境改善に取り組むというのは、休漁期間にそういうふうになさるということですが、これは、伊勢湾だけが休漁するから、伊勢湾だけこの手当てが出るというふうに考えてよろしいのでしょうか。三河湾は最初から、1月から2月は休漁していたから、あえて、ここで漁場環境改善の手当ては出ないということなんですか。

○平松指導係長

まず最初の回復目標の漁獲量に関してですが、3魚種それぞれにつきまして、なかなか技術的に正確なシミュレーションというのがどこまでできるかというのは魚種に

よってレベルの差というものがございしますが、今回の漁獲量の 25%増というものの前提条件といたしましては、資源量をそれに見合うだけ増大させるということで、今回、回復計画で取り組むような漁獲をした場合に、5年後では、その結果として漁獲量が 25%増大するという事で算定をしております。

それから、全体の漁獲量、例えば、あなごですと外海でも獲っていますし、伊勢湾でも獲っていますが、今回の 25%増の根底になっているのは、あなごですと、伊勢湾内での漁獲に基づいて、それぞれ現状の漁獲量と、5年間、この回復計画を行った後に湾内での底びき網で獲れるあなごの漁獲量、これがどの程度に見込まれるかというもので算出しておりますので、外海部分の漁獲も含めた形での推定を行っていくと、若干、数字が変わってくるかとは思いますが、今回は内湾部分で、その点整理させていただいております。

それから、清掃のことににつきましては、休漁措置とあわせた漁場環境の改善策ということで、実施する事業といたしましては伊勢湾のみということでございます。

○澁川部会長

他に、いかがでございますか。

○佐藤資源管理推進室長

今の後段の御質問ですけれども、休漁措置あるなしにかかわらず、資源回復計画の体系として、いわゆる努力量の削減の部分、放流の部分、漁場環境保全の部分というのは独立して動き得る性格になっております。資源回復計画推進支援事業以外で、例えば、公共事業で環境改善の事業が行われるといった場合に、三河湾の休漁あるなしにかかわらず、これは事業として単独で起こり得る性格のものは水産庁に別の事業としてございます。

ただし、この新たにできた支援制度の中では、新たに休漁する漁船を有効活用できないかということで事業を組んでいますので、やはり今までの既存の休漁期間中に支援するというのは、ちょっと難しいということでございます。

先生の御質問が、三河湾では休漁が既にあるから、ここは何の手当ても行政上受けられないのかという趣旨から見ますと、そうではなくて、そこの清掃というのは公共事業として、一般的なごみの清掃事業としているのは排除されません。ただ、資源回復計画推進支援事業ということに限定しますと、やはり、今までになかった新たな追加措置をやるということから痛みが出る。その痛みを少しでも、用船して清掃事業に活用しようという、そこの部分に着目しますと、さらに三河湾が追加の休漁措置などをやるということなら別ですけれども、既存の休漁期間中に、休漁のためというのはなかなかできないというふうになります。

○澁川部会長

他に、ございませんか。

福島委員、どうぞ。

○福島委員

7ページの漁場環境についてですけれども、漁業者とか遊漁者がそれぞれ清掃活動をするというふうにはうたっておりますが、他にここに書いてあるように、植林とかそういうことができるんでしょうが、海底の清掃はどのようになっていますか。そし

て、それはだれが経費を負担するのか。それで、海底から上がったごみはどのようなものなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○平松指導係長

海底の部分の清掃につきましては、小型底びき網漁船等を使ってごみを取っていくというような取り組みが、この回復計画を検討する以前から、漁場のクリーンアップ事業等の事業、これも水産庁にも事業としてございまして、その中の取り組みで行われたり、また、そういう事業以外の自主的な取り組みとして、漁に行って一緒に入ったごみ等を持って帰るといったような取り組みも一部取り組まれているところもあると聞いております。

それから、どのようなごみが出てくるかということでございますが、これは、きちっとした資料をもらって手元に持っているわけではないんですけども、いろいろお話を聞いていると、あらゆるものということになるのでしょうかけれども、ビニール類ですとか、いわゆるペットボトルというようなものから、アルミ缶・スチール缶というようなもの。それから、また時期によっては河川からの流木が沈んでいる。それが、また網にかかって上がってしまうというようなもの。それから、最近では紙おむつがかかってきて非常に困っているというようなことですか、稲の藁の株というものが、大雨が降った後にどっと流れてきてかかってくるというようなことを聞いております。

○福島委員

今のお話では、底びきの網に入ってくるという御説明のようですが、それを拾い上げて、当然、どこかの港に持ってくるわけですね。そうしますと、産業廃棄物扱いで処理するんですか、その経費はどちらが負担するということなんでしょうか。

○平松指導係長

クリーンアップ事業などでやっているときの話を聞いても、やはり産業廃棄物となるので、水産庁の事業などでやっているようなときには、そういう取った後の処理を地元市町村等の協力を得ながらやっているところがございまして、自主的にやっている部分につきましては、一番問題になるのは、日常的に回収しているところでも、その後の処理というのが、結局、お金がかかる。自らお金を出して処分場の方へ処分を依頼しないとイケないということがあって、取り組んでいるけれども、どんどんやっていくと、またそういう経費の問題や港に置いている間に、非常に臭いという問題があって、取ってきた後の処理、お金も含めて、そういうところが、実際には、自主的にやっている部分については非常に頭が痛い部分なんだということを聞いております。

今後、今言いました既存の事業の中では、そういう処分的なところは、取ってくる時の手間賃的な参加・協力金的なものを事業の中でやっている部分はありますけれども、今後、それらを何とかできるような、取った後のものを含めて何か考えられれば良いなということは考えております。

○福島委員

そういたしますと、実際に既に網の中に入って、どこかの港に上がったものもあるだろうと思いますが、それは今のところは、その取ってきた船が自前で処理しているということなんでしょうか。そうではなくて、そのまま上げっぱなしにしているということなんでしょうか。

もし自前で処理しなさいということになると、入ったものをまた沖で捨てるんじゃないかと思うんですけど。

○佐藤資源管理推進室長

これは私どもより、ここに来られている委員さんの方が実態をよく存じていると思いますが。

○鈴木信治委員

今、御指摘の産業廃棄物ですが、陸上へ上がったものは産業廃棄物で、今のところは、その市町村に管理をしていただくようになっております。今から後のことについては、まだわかりませんが、昨年7月20日にやった分については、そのようにしております。

また、本年度、愛知県の一色の方でやったのですけれども、これもまた町で全部片づけていただくように、今お願いしておるわけでございます。

以上です。

○福島委員

ありがとうございました。

○迫間委員

三重県の方としましては、この前、現地調査に行ったときに見てきたんですけれども、入ってきたごみ類は、またそのまま海へ返すということで、これ、どうして陸へ持っていかないんですかと言ったら、一晩網を引っ張っていると、とても船に積んで持ってこれないと。また、網を引っ張ったら入ってくるんでしょうと言ったら「はい」と言っていましたけれども、そういうことで、それを何とか、水産庁、国の方で支援していただいて、そういうごみの処理方法を考えてやっていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○綱本委員

うちの田辺湾の場合、田辺湾には3漁協がございまして、そのうち船びき網があるのが2つの組合、それで、うちにはそれとともに、湾内の小型底びき網がございまして。

それで、田辺市水産振興会3組合で、市の方も助成いただきまして、底びき、船びきも入ってくるんですけど、主に底びきが入ってくる場合は、やはり海底の環境の浄化整備ということで水産振興会からビニール袋も渡し、さらに取ってきた一袋を漁業者から200円で買い上げるということをやっております。

それから、上げたごみについては、市の方が無料というか、市の方が収集して処理してくれる、そういうシステムを10年近くになると思いますがやっています。それで、当然、入ってきたものをまた海へ捨てるというようなことは一切していないんですけども、和歌山県の場合は、和歌浦湾でもそういったことを漁連が中心になってやっております。

そういうふうに漁業者に助成をし、その集めたごみを陸上で処理するというようなことも既にやっておりますので、参考までに。

○澁川部会長

どうも取り組みにかなり差があるようですが、これはちゃんとやってくださいね、水産庁さん。

他から出たごみを何故漁業者が、左様なごみのキャッチ・アンド・リリースをしなければいけないという話、やめてほしいですね、これは本当に。

○砂山委員

素朴に資料を見てお尋ねしたいのですが、5ページにとらふぐの漁業種類別漁獲量の推移とございますね。この中で、漁獲量が多いのが愛知の延縄さん、静岡の延縄さん、底びきの小底ですか、この黒い分を足しても、延縄さんの1地方の魚種まで至るにもかかわらず、小底が最初に規制の対象になるというのは論理的に、先ほど山下先生もおっしゃいましたけれども、とらふぐの資源を守るという観点から言えば、どうも理解ができない。というのはオーバーかもしれませんが、非常に問題のある取り上げ方じゃないかなと、こう率直に思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤資源管理推進室長

客観的に見ましたら、伊勢湾・三河湾の中の小型底びき網漁業にとってのとらふぐの資源管理効果というものが、だれに最も及んでいくかというのが、非常に実は難しい問題でございます。

外湾でとらふぐが生まれて、内湾で小さいうちは育て、また外湾に行く。それで、主対象となる1歳以上たったとらふぐは基本的にはえ縄で獲られるわけでございます。しかし問題は、伊勢湾の内湾の小底の方も平均魚価、小さいうち獲ったとしても1000円を超えるということで、ほかの一般的魚種に比べると高い。これは、小底の方にも重要な資源であります。

しかし、全体で見たときに、いわゆる私どもが机の上で考えたときには、資源管理の効果を高めようとした場合、内湾で小さいものを一切獲らないということが一番効果があるわけです。小さいものを大きくすれば単価も高くなります。しかし、そういうことをした場合に、伊勢湾・三河湾内の小型底びき網漁業の人にとって何のメリットもありません。つまり、自分が規制を受けても、そのメリットが自分に返ってこないわけです。こういうふうな資源管理でいう、いわゆる受益性の乖離というか、つまり犠牲になる人と利益を得る人が完全に分かれてしまう。この調整をどうするかというのが非常に難しいわけです。

でも、ここに来られている組合長さんは、三重県にとっても、伊勢・三河湾にとっても、同じ漁業者の中に、小底とはえ縄を一緒にやっている人がどのくらいいるかわかりませんが、いずれも重要な漁業です。だからこそ、今までも小底の人が自主的に少しでも獲らないようにしよう。かといって、小底は全然それを獲れないのではなくて、少しでも大きくして獲ろうという、その妥協の中でやってきたわけです。

それで、全体から見たときに、はえ縄の資源管理も自由漁業ですけども、お互いに出漁日を決めたり、投縄のはち数を決めたり、それなりにやっておりますが、小型底びき網漁業の方が、小さいうちに獲るものをどれだけ控えるかというのが、やはり資源管理の全体のためには重要なわけです。だから、これだけ見ますと、まさにたくさんとらふぐを獲っているところから資源管理に入るべきじゃないかというのは、普通はそうなんですけれども、いわゆる資源の利用形態の改善の方向としては、できればとらふぐは小さいときに獲らないで、大きくして獲る方が一般的にはいいということです。

ただ、小さい魚を保護した人が大きくなって獲れないという現実を見たときに、それはやはり、「わかりました」と普通は言わない。そこで、これはまず、とらふぐの方の漁業者にできる範囲のことをお願いしていくということで、最終的には外海の産卵場で操業している人、はえ縄の操業をしている人を最終的には全部組み込んだ体制を構築することとしております。今、4年に1回か卓越年級群が来たときに、早いうちにこの山を取り崩してしまうのではなくて、少しでも、この山の高さを維持していくことが必要です。そのためには、やはり小型底びき網漁業の方に、まず何とか理解を求めていく必要があったわけです。

ただし、とらふぐだけを資源回復計画にすることで、小型底びき網漁業の方には受け入れがたいため、メインはあくまで、あなごであり、しゃこなわけです。その一環としてとらふぐにも取り組んでもらうんだという位置づけで、実は小型底びき網漁業の方をお願いしてまわった訳です。当然、この後、はえ縄にも問題があれば、はえ縄も削減措置をやらなければおかしいことになります。

内湾の規制を厳しくすればするほど、内湾の人は獲れなくなります。しかし、計算上、この水域のとらふぐを大きくして獲ることで内湾で獲る人にも、一定の効果というのは明らかに上がってくるわけです。そこをどう調整するかというのが非常に難しく、一瞬見たら、より多く漁獲する漁業の名前がないのはおかしいというふうな感じで受けとめられることもあると思うんですけども、資源の管理の中身からいけば、一歩目でこういうふうにしたということで、御質問と答えがずれているかもしれませんが、私どもがとらふぐの資源管理における小底の位置づけはそういう形でやっているつもりであります。

○砂山委員

ついでにちょっとお聞きしたいのですが、私は、許認可の背景というのはわかりませんが、例えば、ふぐのはえ縄、それから、あなごかごとか、たくさん競合する漁業種類というのはありますね、小底と。こういうものの中の自由漁業もたくさんあるんですか。

例えば、ふぐのはえ縄というのは許可漁業ですか。

○佐藤資源管理推進室長

この地区では自由漁業でございます。

ただし、自由漁業といっても、操業上、やはり縄を同じ方向に流す必要があるようでございますから、実質的には漁業者の中で協議会を設けて、三重県側と愛知県側の人が連絡をとって、今日は出ようというふうに決めています。漁場の利用秩序というのは、自由漁業だから、本当に沖で自由だということではないと思います。

かごの方も、今のところは自由漁業じゃなかったかなと思うのですが、地域によって、ちょっと違うかもしれませんが。

○砂山委員

小底は、許可数にしても、実際の操業隻数にしても把握しやすい傾向はあるんですね。それで、同じ漁業にしても、自由漁業であっても、結果的にはあなごかごとか、いろいろなものがある。こういうのは、やはり正直なところ、その境界があるなり、自由漁業なりに秩序を保って、どこの地区でもおやりになっていると思いますが、や

はり着業隻数とか、そういう問題も参考までに提示してもらえれば、非常にいろいろなことを考察する上で参考になると思いますので、もしそういうことが判ればお願いしたいと思います。

○佐藤資源管理推進室長

この中の最終ページでございますように、次の第2弾として、関連漁業にいて、こういうことを小底の方がやるということになったと。これの努力を評価して、皆さんもできるだけ協力していただきたいという形で、関係漁業者のところに、また足を運んで、少しずつ改善を図っていこうと。そういうものが来年、うまくいけば、また御説明できて、その中で実態もある程度明らかになって、どこまで協力していただけるかというのも出てくるのではないかと、最初から全部あわせて一気にというのはなかなか、今回は行かなかったということでございます。

○砂山委員

わかりました。とりあえず、室長のことで一応理解したいと思います。

また、後日いろいろあれば御質問を申し上げたいと思います。

○澁川部会長

他に、ございませんでしょうか。

ただいまの御質問は、なかなか本質といいますか、これまでの対応の延長上ではない、この広域委員会で、これから取り組んでいかなければいけない本質的なところに触れるお話であったような気がします。

ただ、室長は非常に冷静に話していますけれども、ここに至るまでのプロセスの漁業者協議会での話、地域地域での非常に濃密な話の延長上から姿をあらわしてくるといふ計画までに至る積み上げのところの部門は、実は、かような委員会で、なかなかそこまでは見えないところであります。要するに、一定の合意形成に至るプロセスがあったというところで評価しなければいけない部分がある。この辺が、これから他の回復計画を進めるに当たっての非常に難しい問題じゃないかと。一般経過を見ましたら、確かに、砂山委員さんのおっしゃったようなところがあるんですけども、どうも、それがこれからの問題じゃないかという気がしてきますね。抽象的ですけども、いい御質問だったと思います。

他にどうですか。時間も押してまいりましたので、そろそろ取りまとめたいと思いますけれども。

それでは、先ほど説明でありました資源回復計画案については、内容等について、特段変更を必要だという御意見はないというふうに理解しまして、部会として、この案を承認したいと思いますので、どうぞでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長

ありがとうございます。

それでは、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画については、これから水産庁において必要な事務手続きを経た上で公表するということになるようでございます。よろしく御願ひ申し上げます。

本日予定しておりました議事は、これをもってすべて終了いたしました。第3回太

平洋南部会はこれで閉じさせていただきたいと思います。
本当に暑いところを御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会